

出雲市再犯防止推進計画(案)について

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画の策定に努めるものとされました。

これを受け、島根県においては、本年6月に島根県再犯防止推進計画(以下「県計画」という。)を策定されたことから、本市においても県計画との整合性を持った出雲市再犯防止推進計画(以下「本計画」という。)を策定するため、本年度、出雲市再犯防止推進計画策定委員会を立ち上げて検討を行ってまいりました。

この度、本計画(案)を策定しましたので、その概要について報告します。

1. 計画(案)策定までの経過

- 令和2年2月17日 出雲地区保護司会長・松江保護観察所長から、出雲市における再犯防止推進計画策定に向けての取組についての要望書が提出
- 令和3年6月 島根県が県計画を策定
- 令和3年9月28日 第1回出雲市再犯防止推進計画策定委員会を開催
- 令和3年11月15日 第2回出雲市再犯防止推進計画策定委員会を開催

2. 出雲市再犯防止推進計画策定委員会

①委員長 三島洪道(出雲地区保護司会 会長)

②委員構成(10名)

出雲地区保護司会、出雲地区協力事業主会、出雲地区BBS会、島根県弁護士会、松江保護観察所、出雲警察署、出雲公共職業安定所、出雲市社会福祉協議会、出雲市民生委員児童委員協議会、島根県社会福祉士会

3. 出雲市再犯防止推進計画(案)の概要

次ページのとおり

4. 今後の予定

- 令和3年12月 市議会に計画案を報告
- 令和3年12月
～令和4年1月 パブリックコメントを実施(1ヵ月程度)
- 令和4年2月 第3回出雲市再犯防止推進計画策定委員会を開催(予定)
- 令和4年3月 市議会に計画の確定版を報告

出雲市再犯防止推進計画（案）の概要

1. 計画の基本的な考え方

（1）計画策定の趣旨

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）において、市町村に対して地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）に対する支援にあたっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市町村の役割が極めて重要であることから、本市における再犯防止施策を推進するため、出雲市再犯防止推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

（2）計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」とします。

（3）計画の期間

令和4年度から令和9年度までの6年間とします。

終期は、来年度策定予定の「第4次出雲市地域福祉計画」に合わせています。

（4）再犯防止施策の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行のある少年又は非行少年であった者で、支援が必要な者とします。

2. 計画の基本方針等

（1）基本方針

島根県再犯防止推進計画（以下「県計画」という。）の基本方針に準じて、3つの基本方針を掲げます。

①地域における支援

犯罪をした者等の背景にある病気や障がい、家族や周囲等との人間関係、不安や孤独等に寄り添いながら、支援関係者等による支援を実施します。

②支援者間の連携、協働

更生支援に関わる関係者間が連携協働し、切れ目のない支援を実施します。

③民間協力者の理解、支援活動の促進

更生支援への理解を広め、犯罪をした者等の再出発をみんなで支える活動の輪を広げます。

(2) 重点課題と今後取り組んでいく施策

本計画の基本方針を踏まえ、重点課題にかかる施策に取り組めます。

①就労の確保等

仕事に就いていない者の再犯率は高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことから、就労の確保等のための施策に取り組めます。

②住居の確保等

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であることから、住居の確保等のための施策に取り組めます。

③保健医療・福祉サービスの利用の促進等

高齢者や知的障がいのある受刑者は、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことから、保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための施策に取り組めます。

④子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等

少年院入院者や入所受刑者は、中学校卒業後に高等学校に進学しなかったり、中退したりする者も多い状況にあることから、子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための施策に取り組めます。

⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

再犯の防止等に関する施策の実施は、保護司や更生保護ボランティアなど多くの民間協力者により支えられていることから、民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための施策に取り組めます。

(3) 成果指標と参考指標

本計画にかかる施策の目標数値となる成果指標は設けず、本市の再犯防止施策の動向を把握するために参考指標を設けます。

3. 推進体制

本計画の進行管理及び検証等は、出雲市地域福祉計画推進委員会において行い、本計画の見直しの必要が生じたときは、出雲市再犯防止推進計画策定委員会において審議を行います。

出雲市再犯防止推進計画（案）

令和 年 月

出 雲 市

目 次

1. 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(-6-)
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 計画の期間
 - (4) 再犯防止施策の対象者

2. 計画の基本方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(-6-)
 - (1) 基本方針
 - (2) 重点課題
 - (3) 成果指標と参考指標

3. 今後取り組んでいく施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(-8-)
 - ①就労の確保等のための取組
 - ②住居の確保等のための取組
 - ③保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
 - ④子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
 - ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

4. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(-11-)

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

平成 28 年 12 月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもある（第 4 条）ことが明記されるとともに、市町村に対しても地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）を策定する努力義務が課されました。（第 8 条第 1 項）

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、し癪、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。しかし、こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。

とりわけ地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援にあたっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市町村の役割が極めて重要であることから、本市における再犯防止施策を推進するため、出雲市再犯防止推進計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

(3) 計画の期間

本計画は、令和 4 年度を初年度とし、「第 4 次出雲市地域福祉計画」の終期に合わせて令和 9 年度までの 6 年間とします。

(4) 再犯防止施策の対象者

対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行のある少年又は非行少年であった者で、本市において、就労・住居の確保や保健医療福祉サービス、修学の支援が必要な者とします。

2. 計画の基本方針等

(1) 基本方針

本計画は、島根県再犯防止推進計画（以下「県計画」という。）に沿って策定するものとし、県計画の基本方針に準じて、以下の 3 つを本計画の基本方針とします。

①地域における支援

誰もが基礎的な生活基盤を獲得、保持し、必要な福祉サービス等を利用することができ、地域の一員として暮らすことのできるよう、犯罪をした者等の背景にある病気や障がい、家族や周囲等との人間関係、不安や孤独等に寄り添いながら、支援関係者等による支援を実施します。

②支援者間の連携、協働

就労、住居、福祉等の支援については、実施主体が多岐にわたるため、更生支援に関わる関係者間が連携協働し、切れ目のない支援を実施します。

③民間協力者の理解、支援活動の促進

再犯防止の取組や活動を広報する等により、更生支援への理解を広め、犯罪をした者等の再出発をみんなで支える活動の輪を広げます。

(2) 重点課題

県計画の重点課題及び上記の基本方針を踏まえ、以下の重点課題に取り組めます。

①就労の確保等

②住居の確保等

③保健医療・福祉サービスの利用の促進等

④子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等

⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

(3) 成果指標と参考指標

本計画にかかる施策の目標数値となる成果指標は設けませんが、本市の再犯防止施策の動向を把握するために、県計画の参考指標を踏まえ、次の数値を本計画の参考指標とします。

①就労の確保等関係

○協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

基準値・協力雇用主数 31社

・実際に雇用している協力雇用主数 3社

・協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 3人

【保護司会提供データ 令和3年9月1日現在】

②民間協力者の活動の促進等

○保護司数及び保護司充足率

基準値 80人 94.1%

【保護司会提供データ 令和3年9月1日現在】

○更生保護女性会員数

基準値 746人(6団体)

○出雲地区BBS会員数

基準値 14人

【松江保護観察所提供データ 令和3年9月1日現在】

3. 今後取り組んでいく施策

①就労の確保等のための取組

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であったものとなっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっていることから、次の施策に取り組めます。

- ◆若者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）等、県・市の若年者向け支援制度により、犯罪をした者等の年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談を行います。【産業政策課】
- ◆少年サポートセンター、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。【市民活動支援課、産業政策課】
- ◆県・市が行う就労支援に関する施策及び支援窓口が、少年や犯罪をした者等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。【産業政策課】
- ◆保護観察所と連携し、市内の企業経営者や企業担当者向けのセミナー・シンポジウム、広報誌等において、犯罪をした者等を雇用する協力雇用主制度やその意義について周知することを通じて、協力雇用主の開拓・確保に協力します。【産業政策課】
- ◆県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受け入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。【産業政策課】
- ◆市が主催するセミナー・説明会・研修等において、協力雇用主や就労支援事業者機構の役割等について紹介します。【産業政策課】
- ◆少年鑑別所（法務少年支援センター）等と連携し、就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を行うなど、就労生活の定着に向けて取組めます。【産業政策課】
- ◆犯罪をした者等を実際に雇用する協力雇用主については、建設工事競争入札参加資格制度において加点するなど優遇制度の導入を検討します。【管財契約課】
- ◆障がい者就業・生活支援センター「りーふ」や、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。【福祉推進課】
- ◆更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という）に入所する者のうち、福祉サービス等を必要とする者が支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設等との連携を図ります。【福祉推進課】
- ◆地域の安全・安心における更生保護施設等の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。【人権同和政策課】

②住居の確保等のための取組

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるといっても過言ではありません。しかしながら、刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっていることから、次の施策に取り組めます。

- ◆市営住宅への入居は、公募が原則となっており、収入要件等の入居要件を満たせば、公平に入居手続きを行っています。市営住宅への優先入居の促進として、令和2年4月より市営住宅の入居に係る連帯保証人制度を廃止したところであり、引き続き、保護観察者等を含め、住宅の確保に困窮する低所得者への住宅の提供に努めていきます。

【建築住宅課】

- ◆島根県居住支援協議会を通じて関係団体と連携をとりながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅である「セーフティネット住宅」の登録の推進を図るため、賃貸住宅の所有者に「セーフティネット住宅」についての情報提供や、賃貸住宅事業者に登録の働きかけを行っています。【建築住宅課】
- ◆犯罪をした者等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。【福祉推進課】

③保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっていることから、次の施策に取り組めます。

- ◆保護観察所等と連携しつつ、犯罪をした者等からの相談に応じ、一元的に必要な措置を講ずることが可能な福祉サービスについて提供します。【福祉推進課】
- ◆社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の会議・研修等で、本計画を周知します。【福祉推進課】
- ◆規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。【健康増進課】

④子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

日本では、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、平成28年の少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学をしていません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として高等学校を中退する者も多い状況にあることから、次の施策に取組ます。

- ◆在学中の保護観察対象者の更生に向けて、保護観察所、保護司と学校関係者との緊密な連携への理解、協力をを行います。【児童生徒支援課】
- ◆小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。【児童生徒支援課】
- ◆学校における問題行動の未然防止や発生後の指導・支援の充実をめざし、警察や児童相談所との連携・協力関係の強化を図ります。【児童生徒支援課】
- ◆困難を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等の関係機関と連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。【市民活動支援課】
- ◆子ども・若者支援センターにおいて、非行・犯罪問題の他、家庭や学校のこと等、子ども・若者が抱える様々な問題について、子ども・若者本人や家族等関係者からの相談に応じ、個々の状況に応じて社会体験・就労体験といった体験活動や学習支援を実施することにより、就労や修学への支援に取組ます。【市民活動支援課】
- ◆BBS会が行う地域の非行防止活動等に協力します。【市民活動支援課】
- ◆非行のある少年等に対してBBS会等が実施する学習支援活動を支援します。【市民活動支援課】

⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

日本における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。また、様々な民間団体等による犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われていることから、次の施策に取組ます。

- ◆ホームページや広報誌において、保護司等更生保護ボランティアの活動を紹介し、市民に周知します。【市民活動支援課】
- ◆保護司会等の更生保護ボランティア団体からの呼びかけに協力し、活動に協力するボランティアなどの人材の確保を支援します。【市民活動支援課】
- ◆出雲地区保護司候補者検討協議会に、職員・教育関係者、コミュニティセンター長会の代表等が委員として参画し、公正で民主的な運営とともに人材情報の提供等に協力します。【人権同和政策課】
- ◆保護司活動に意欲のある職員が保護司に就任することを促進するとともに、就任後は保護司として職務に支障のない範囲で、職務専念義務を免除する等活動しやすい環境づくりに配慮します。【人事課】

- ◆出雲地区保護司会の更なる地域貢献に資するため、適宜、協議を行います。【人権同和政策課】
- ◆保護司会等更生保護ボランティアの活動に対して、保護観察対象者等との面接場所としてコミュニティセンターを利用可能とする等、引き続き支援を行います。【自治振興課】
- ◆「社会を明るくする運動」関係行事の円滑な開催・実施に向けて、青少年育成市民会議をはじめ一層幅広い関係機関・団体の参加のもとに継続していきます。【市民活動支援課】
- ◆「社会を明るくする運動」を、保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。【市民活動支援課】
- ◆「社会を明るくする運動強調月間」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における広報について、各種会議や広報誌、ホームページ上で情報発信等により推進します。【市民活動支援課】
- ◆市の職員研修や各種会議の場のほか、定年退職予定者向けのセミナーにおいて、保護司等の更生保護ボランティアの活動について紹介し、市職員の理解促進に努めます。【市民活動支援課】
- ◆地域の安全・安心につながるような更生保護施設等の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。【人権同和政策課】
- ◆市の人権施策基本方針に犯罪をした者等の人権に関する記載を盛り込むなど、刑務所出所者等の社会復帰に関する市民の理解促進を図ります。【人権同和政策課】

4. 推進体制

本計画の進行管理及び検証等は、出雲市地域福祉計画推進委員会において行い、本市における再犯防止施策を推進していく。

なお、本計画の見直しの必要が生じたときは、出雲市再犯防止推進計画策定委員会において審議を行う。